

予 防 技 術 資 格 者 認 定 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号。以下「資格者告示」という。)」における予防技術資格者の認定、配置等の運用について定めるとともに、火災の予防に関する業務を行うために必要な事項を定めるものとする。

(予防技術資格者の資格)

第2条 予防技術資格者の資格は次のとおりとする。

- (1) 資格者告示第2条第1号に規定する資格を有する者であって、予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの(以下「予防技術検定」という。)に合格した者のうち、火災の予防に関する業務(以下「予防業務」という。)に通算して2年以上従事した経験を有する消防職員
- (2) 告示第2条第2号から第4号までに規定する資格を有する者であって、予防技術検定に合格した者のうち、予防業務に通算して4年以上従事した経験を有する消防職員

(予防業務の指定)

第3条 前条に規定する予防業務は、次表に掲げる各係における業務又はこれに相当する係における業務とし、予防部保安課については課における業務とする。

所 属		区 分	
予 防 部		予防課	予防係・設備係
		査察課	査察計画係・査察係
		保安課	
消 防 署	臨 港	予防課	予防係・危険物係
	上記以外の署		予防係・危険物・査察係

(予防技術資格者の資格区分)

第4条 予防技術資格者の資格を次表のとおり区分することとする。

防火査察専門員	第2条に該当する消防職員で、予防技術検定の防火査察の区分に合格した者
消防用設備等専門員	第2条に該当する消防職員で、予防技術検定の消防用設備等の区分に合格した者
危険物専門員	第2条に該当する消防職員で、予防技術検定の危険物の区分に合格した者

※ 危険物専門員の区分における第2条に規定する従事経験については、予防部保安課、消防署危険物係又は消防署危険物・査察係において、危険物に関する業務に従事した年数とする。

(予防技術資格者の申請)

第5条 前条に規定する防火査察専門員、消防用設備等専門員又は危険物専門員(以下「専門員」という。)としての資格を有する者は、所属長の確認を受け、消防長あて予防技術資格者認定申請書(第1号様式)に予防技術検定の合格を証する書面等の写しを添付し申請するものとする。

(予防技術資格者の認定と登録)

第6条 予防技術資格者の認定は、別記で構成する予防技術資格者認定委員会における選考に基づき消防長が認定し、予防技術資格者認定証(第2号様式)を交付するものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき認定した者を予防技術資格者認定簿(第3号様式)により登録するものとする。

(認定の取消し)

第7条 消防長は、予防技術資格者が次の各号のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障により長期休養中の場合
- (2) 所属長が予防技術資格者としての職務の遂行に困難があると判断した場合
- (3) 特別の事情により当該職員が認定の取消しを申し出た場合
- (4) その他認定の取消しが必要であると認めた場合

(配置)

第8条 消防長は、火災の予防を担当する係等に、当該係等の業務内容に応じた下表に掲げる区分の資格を有する専門員を1人以上配置するものとする。

ただし、当該係の業務内容に応じた区分の資格を有する専門員が配置できない場合には、他の区分の資格を有する専門員を配置することができるものとする。

2 火災の予防を担当する係の属する所属長は、前項の規定により配置された専門員のうち1人以上を、火災の予防に関する業務に専従させるものとする。

3 所属長は、第1項の規定に基づき配置された専門員を、事故その他の理由により継続して配置しておくことが困難な場合には、専門員以外の者を配置することができるものとする。

所 属		課 別	係 別	専 門 員
予 防 部		予防課	予防係	防火査察・消防用設備等
			設備係	消防用設備等
		査察課	査察計画係・査察係	防火査察
		保安課		危険物
消防署	臨 港	予防課	予防係	防火査察・消防用設備等
			危険物係	危険物
	上記以 外の署		予防係	防火査察・消防用設備等
			危険物・査察係	防火査察・危険物

(専門員の責務)

第9条 専門員は、常に火災予防に関する高水準の知識・能力等を習得するとともに、第4条に規定する資格区分に応じた知識及び技術に基づき、予防業務に従事する他の職員に対し、積極的に指導するよう努めること。

(資格者の育成)

第10条 消防長は、火災の予防を担当する係に属するすべての者が、専門員の資格を有するよう専門員の育成に努めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

予防技術資格者認定委員会

委員 長	予 防 部 長
委 員	予 防 課 長
〃	査 察 課 長
〃	保 安 課 長
〃	人 事 課 長
〃	企 画 担 当 課 長

予防技術資格者認定申請書

消 防 局 長 様

所属

階級

職員コード

生年月日

氏名

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 防火査察専門員
	<input type="checkbox"/> 消防用設備等専門員
	<input type="checkbox"/> 危険物専門員

予 防 業 務 経 歴					
任免日		所 属			
		階級	署・部名	課名	係名
任	年 月 日				
免	年 月 日				
任	年 月 日				
免	年 月 日				
任	年 月 日				
免	年 月 日				
任	年 月 日				
免	年 月 日				
任	年 月 日				
免	年 月 日				
任	年 月 日				
免	年 月 日				
任	年 月 日				
免	年 月 日				

経 歴 年 数 計		合 計
予 防 関 係	年 月	年 月
危 険 物 関 係	年 月	

予防技術資格者認定証

氏名

消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）により、
予防技術資格者〔 専門員〕として認定する。

年 月 日

川崎市消防長

